

前橋市舗装長寿命化修繕計画更新業務
委託事業者選定審査要領

1 趣旨・目的

前橋市舗装長寿命化修繕計画更新業務を実施するに当たり、公募型プロポーザルにより委託事業者を選定するため、次のとおり、審査に関する諸事項を定める。

2 審査方法

審査は、プレゼンテーション・ヒアリング審査で行う。応募者多数の場合は書類審査を実施する。

(1) 書類審査

① 提出書類の内容を審査し、別紙審査基準表により、各審査委員が点数を記載するものとする。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング審査

① 応募者からのプレゼンテーション及び応募者に対するヒアリングを実施するものとする。

② 別紙採点表により、各審査委員が点数を記載するものとする。

③ 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約候補者（優先交渉者）として選定する。

④ 複数の提案者が同点となった場合は、「③システム構築」「④計画更新」の合計点数が最も高い者を契約候補者とする。なお、上記点数でも同点だった場合には、事務局にて協議の上、契約候補者を決定する。

⑤ 契約候補者となることができる最低基準を120点とし、それ以上の点数を得た提案者から契約候補者を選定するものとする。総合得点が120点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

⑥ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準の120点以上の点数が得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

3 審査項目

(1) 書類審査

(2) プレゼンテーション・ヒアリング審査

4 審査基準表について 別紙のとおり